

答 申 第 3 5 号

平成17年 8 月 1 日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成17年 1 月14日付け青環第1354号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処理実績報告書に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、開示することが妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成16年10月7日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「株式会社 工場の事業処理実績報告書（平成12年～14年度分）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「株式会社 工場の産業廃棄物処理実績報告書（平成12年～14年度分）」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で実施機関は、本件行政文書のうち、法人及び法人代表取締役の印影、委託者（排出事業者又は処分業者）の列、処分の列、受託量の列、中間処理量の列、処分した産業廃棄物の種類と年間処理量の列及び処分後の産業廃棄物の処分量の列を条例第7条第4号に該当するとして不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年10月18日、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成16年12月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、県民の的確な理解と批判を保障し、県民の知る権利を保障する条例第1条の「目的」にかんがみ、妥当性を欠くものである。

行政が本来行政文書として扱っているものを、開示請求があったときに非開示となるのは、県条例の精神からいっても許されるものではなく、まず、全面開示ありきと考えるものである。

- (2) 開示しない理由に「条例第7条第4号」を持ち出すことは正しくなく、当該条項の歪曲に過ぎない。本件処分は、開示しない理由を「特定の個人情報が含まれているため」とだけ述べているが、これは本件行政文書に記載の事実を述べているだけであり、開示しない理由のない決定を受け取ることはできない。

一方、株式会社（以下「本件会社」という。）は、所定の用紙に沿って必要な事項を県に提出しており、県は、本件会社とその提出時点で公的なものとなることを十分理解しているものと、理解すべきである。

問題は、県が何をもちて一部非開示の判断をしたかであり、いささかでも恣意的判断が働く必要はないものである。

- (3) 開示を求めた内容は、県のホームページに掲載されており、非開示の理由は見当たらない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、県がすべての産業廃棄物処理業者に当該年度前1年間の産業廃棄物の処理実績を求めたことに対する 株式会社 工場（以下「本件工場」という。）からの平成12年度から平成14年度までのそれぞれの年度に係る報告文書である。

なお、本件行政文書のうち、平成13年度実績は、電磁的記録により保管していたもの以外に文書を確認できなかったことから、電磁的記録を用紙に出力したものである。

本件行政文書には、次の情報が記載されている。

- (1) 提出年月日
- (2) 報告者の住所、氏名及び電話番号並びに法人及び法人代表取締役の印影
- (3) 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
- (4) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類
- (5) 委託者（排出事業者又は処分業者）の欄  
許可番号、氏名又は名称、住所及び受託量
- (6) 処分の欄  
処分方法、処分量、処分場所及び処分後量
- (7) 受託量の欄（平成13年度実績）  
産業廃棄物ごとの受託量及び受託者地域
- (8) 中間処理量の欄（平成13年度実績）  
産業廃棄物ごとの中間処理量
- (9) 処分した産業廃棄物の種類と年間処理量
- (10) 処分後の産業廃棄物の処分量

## 2 詳細な不開示理由について

- (1) 本件行政文書には、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報が記載されており、これらは、条例第7条第4号に定める不開示情報に該当するものである。

ア 不開示情報として除いた部分には、次の情報が記載されている。

- (ア) 法人及び法人代表取締役の印影
- (イ) 委託者（排出事業者又は処分業者）の欄  
許可番号、氏名又は名称、住所及び受託量
- (ウ) 処分の欄  
処分方法、処分量、処分場所及び処分後量
- (エ) 受託量の欄（平成13年度実績）

産業廃棄物ごとの受託量及び受託者地域

(オ) 中間処理量の欄（平成13年度実績）

産業廃棄物ごとの中間処理量

(カ) 処分した産業廃棄物の種類と年間処理量

(キ) 処分後の産業廃棄物の処分量

イ 上記2の(1)のアの(ア)の法人及び法人代表取締役の印影については、一定の取引関係等の条件の下に得られる情報であって、商業登記法（昭和38年法律第125号）において、法人代表取締役印の第三者への写しの交付は認められていないこと等から、これらの情報は、一般に公開されているものとはいえず、条例第7条第4号に規定する公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報に該当する。

ウ 上記2の(1)のアの(イ)から(キ)までの情報は、産業廃棄物処理業者の取引相手及びその取引内容並びに産業廃棄物処理実績に係る情報であり、取引相手及びその取引内容は、営業・販売等に関する情報で事業者にとっては機密性の高い情報と考えられ、当該情報を入手した第三者が当該情報を基に開示請求に係る産業廃棄物処理業者の取引相手に営業活動等を行うことが想定されるものである。また、産業廃棄物処理実績に係る情報は、処理単価等と照合することにより、年間売上等の積算が可能であり、経営状況の推測可能な経営情報になるものである。このため、これらの情報は、条例第7条第4号に規定する公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報に該当する。

エ 産業廃棄物処理業者からの処理実績報告は、許可権者である県が廃棄物処理法の規定に基づき、すべての産業廃棄物処理業者に求めているものであり、産業廃棄物処理業者としては報告を拒否することはできないが、報告の内容が一般に公開されることになれば、たとえ優良処理業者であっても、処理実績報告を提出することに抵抗を覚える者が出てくることは否定できない。通常、産業廃棄物処理業者が処理実績報告を県に提出するに当たって、自社の処理実績報告が第三者に開示されることを想定しているとは認められない。

オ したがって、県が廃棄物処理法の規定に基づきすべての産業廃棄物処理業者から徴収した報告内容を一律に開示することは、不法投棄等により行政処分等を受けている処理業者等のものである場合を除き、条例第3条の「解釈及び運用」の規定から適当でないと判断される。

- (2) 不開示情報を公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る法人等の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であるとまでは認められない。

本件開示請求に係る法人は、これまで、廃棄物処理法の規定に基づく行政処分又は行政命令等の不利益処分を受けたことがなく、また、現に違反行為をしている法人でもないことから、不開示情報を開示することは、処理実績報告の内容を何人に対しても全部開示することになり、廃棄物処理法において産業廃棄物処理業者に厳しい責任が課せられていること及び産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況等を考慮しても、産業廃棄物処理業者が正当な事業活動を営んでいく上で支障になることは否定できるものではないことから、不開示情報は、条例第7条第4号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にまで至らないものと判断される。

- (3) 県のホームページにおける不開示情報の掲載について

ア 異議申立人の「開示を求めた内容が県のホームページに掲載されている」旨の主張のうち、本件工場に関する記載は、本件会社に関するホームページに掲載されたものであると推定される。

イ また、異議申立人の当該主張のうち、産業廃棄物処分業者名簿は、青森県環境生活部環境政策課のホームページに掲載されているが、その掲載内容には、本件処分において不開示とした情報は、確認できない。

ウ このことから、青森県環境生活部環境政策課のホームページに本件処分において不開示とした情報が掲載されているという矛盾は、生じていないものと判断される。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分に

において実施機関が不開示とした情報が条例第7条各号に該当するか否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、廃棄物処理法第18条第1項の規定による青森県知事の報告の徴収について、本件工場が提出した平成12年度から平成14年度までの産業廃棄物の処分実績報告書であり、第4の1の(1)から(10)までに掲げる情報が記録されている（ただし、実施機関は法人及び法人代表取締役の印影が記録されているとしているが、実際に記録されているのは株式会社 工場印（以下「工場印」という。）及び 工場長印（以下「工場長印」という。）の印影であると認められる。）。

このうち、実施機関が不開示とした部分は、次の情報（以下「本件情報」という。）であると認められる。

- (1) 工場印及び工場長印の印影
- (2) 委託者（排出事業者又は処分業者）の欄の許可番号、氏名又は名称、住所及び受託量
- (3) 処分の欄の処分方法、処分量、処分場所及び処分後量
- (4) 受託量の欄（平成13年度実績）の総計、産業廃棄物に係る小計及び産業廃棄物ごとの量並びに委託者地域別の総計、産業廃棄物に係る小計及び産業廃棄物ごとの量
- (5) 中間処理量の欄（平成13年度実績）の総計、産業廃棄物に係る小計及び産業廃棄物ごとの量
- (6) 処分した産業廃棄物の種類と年間処理量の欄の種類ごとの年間処理量
- (7) 処分後の産業廃棄物の処分量の欄の種類ごとの排出量

## 3 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第4号該当性を検討する。

- (1) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

## (2) 工場印及び工場長印の印影について

ア 実施機関が不開示とした2の(1)に掲げる工場印及び工場長印の印影は、いずれも本件会社が事業活動を行う上での認証的機能を有する情報であるが、これらを公にすることにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについては、当該印影の形状及び当該印の性質、使用状況、管理状況等を踏まえ総合的に判断する必要があるものである。

イ 工場印及び工場長印の印影を見分すると、その形状はいずれも本件行政文書の記載事項の内容が真正であることを認証し得るものである。

しかし、工場印及び工場長印の印影は、実施機関が主張する法人及び法人代表取締役の印影とは別個のものと考えられる。そして、工場印及び工場長印の使用状況、管理状況等について、実施機関を通じ本件工場に説明を求めたところであるが、当該使用状況等について本件工場からは何ら具体的な説明はなく、また、工場印及び工場長印が商業登記法第20条第1項の規定により登記所に提出された印鑑であるかどうかについても回答がなかったものである。

なお、工場印及び工場長印は、本件会社の代表者印として商業登記法第20条第1項の規定により登記所に提出された印鑑と異なることは、当審査会に顕著な事実である。

ウ 以上からすれば、工場印及び工場長印の印影については、公にすることにより本件会社の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある情報と判断することはできない。

したがって、工場印及び工場長印の印影は、条例第7条第4号の情報には該当しない。

## (3) 2の(2)から(7)までに掲げる情報について

ア 条例第7条第4号本文該当性について

実施機関が不開示とした2の(2)から(7)までに掲げる情報は、産業廃棄物処理業者の取引相手及びその取引内容並びに産業廃棄物処理実績に係る情報であり、これらを公にすることにより本件会社ないし取引先である産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについて、実施機関の説明にはその具体的内容、程度に不明確な部分があるが、一般的にこれらの情報は法人の営業等に関する情報であると認められるものであり、これが同業者に明らかとなった場合等には、本件会社ないし排出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、2の(2)から(7)までに掲げる情報は、条例第7条第4号本文に該当すると認められる。

イ 条例第7条第4号ただし書該当性について

- (ア) 次に、条例第7条第4号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示すると規定している。

この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、これらを保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示するというものである。また、「公にすることが必要であると認められる」とは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、不開示とすることにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合をいうものである。

- (イ) そこで、2の(2)から(7)までに掲げる情報が条例第7条第4号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

- a 産業廃棄物処理業は、現代社会において不可欠な事業であるものの、その運営態様によっては周辺住民の健康、周辺的生活環境・自然環境に悪影響を与えるおそれがあることは否定できないところであり、その事業活動に関する情報については、できる限りの情報公開が求められているというべきものである。

特に、産業廃棄物処理業における産業廃棄物の種類、処分量、取引相手等の情報は、産業廃棄物処理業の運営の態様に密接に関わる情報として、産業廃棄物処理業者が取り扱う産業廃棄物の内容を把握、確認することができる情報であることから、周辺住民の健康等を保護するために公開することが強く要請されているものである。

- b また、産業廃棄物処分業者は、廃棄物処理法第14条第12項の規定により、産業廃棄物処理基準に従って、産業廃棄物の処分を行わなければならないものであり、当該基準に適合しない処分が行われた場合には同法第19条の5第1項第1号の規定による措置命令の対象となり得るものである。加えて、本県では、すべての産業廃棄物処理業者に対し、当該年度前1年間に取り扱った産業廃棄物の種類、処分量、排出事業者等、産業廃棄物の処分実績について、廃棄物処理法第18条第1項の規定による報告の徴収を行っているところであり、このことは、産業廃棄物の適正な処理を確保するためのものといえるものである。

一方、排出事業者は、廃棄物処理法第12条第4項の規定により、その産業廃棄物の処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和46年政令第300号)第6条の2に規定する委託の基準に従わなければならないものである。また、廃棄物処理法第12条の3に定めるところにより、当該産業廃棄物の処分を受託した者に産業廃棄物管理票を交付し、当該受託者から当該管理票の写しの送付を受けたときは、産業廃棄物の処分が適正に行われたことを確認しなければならない。さらに、当該管理票の写しの送付を受けないとき等は、当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならないものである。そして、当該排出事業者が当該措置を講じなかった場合には同法第19条の5第1項第3号への規定による措置命令の対象となり得るなど、排出事業者も相応の責任を負っているものである。

c このような産業廃棄物処理業の特質、産業廃棄物を取り巻く社会状況、廃棄物処理法の趣旨から判断すると、産業廃棄物処理業者ないし排出事業者は、産業廃棄物の処理に際し、相応の社会的責任を負わなければならないということがいえるものであって、当該産業廃棄物処理業の特質等から、2の(2)から(7)までに掲げる情報を不開示とすることにより保護される本件会社ないし排出事業者の権利利益よりも、当該情報を開示することにより保護される周辺住民の健康等の利益が上回るものと認められる。

(ウ) したがって、2の(2)から(7)までに掲げる情報は、条例第7条第4号ただし書に該当すると認められる。

ウ 以上から、2の(2)から(7)までに掲げる情報は、条例第7条第4号の情報には該当しない。

#### 4 県のホームページにおける本件情報の掲載について

異議申立人は、実施機関が不開示とした本件情報が県のホームページに掲載されている旨主張しているところであるが、当審査会が調査を行ったところでは、本件情報が県のホームページに掲載されているという事実は、確認することができなかったものである。

#### 5 結論

以上のとおり、本件情報は開示すべきであり、第1のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 1月14日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成17年 2月 9日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成17年 2月21日 (第104回審査会)	・審査を行った。
平成17年 3月15日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成17年 3月23日 (第105回審査会)	・審査を行った。
平成17年 4月19日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成17年 4月28日 (第106回審査会)	・審査を行った。
平成17年 5月26日 (第107回審査会)	・審査を行った。
平成17年 6月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成17年 6月23日 (第108回審査会)	・審査を行った。
平成17年 7月28日 (第109回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森大学社会学部助教授	
石岡 隆司	弁護士	会長
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成17年8月1日現在)